



消費生活 トラブル情報

排水管の高圧洗浄 思いがけない高額請求に注意



相談事例

「排水管の高圧洗浄が3千円」という投げ込みチラシを見て、電話で依頼した。来訪した業者から渡された見積書は4万円だったが、自分が呼んだので断ったら申し訳ないと思い契約した。



後日、同じ業者が訪れ「排水枘を変えた方がよい」と20万円の見積書を出されて契約してしまった。



アドバイス

✓ 広告の安さにつられて

安易に依頼しない！



「〇〇円」と大きく記載されていてもそれは1か所あたりの費用である等、料金の条件が小さな文字で記載されていることがあります。

✓ 無理にその場で判断しよ

うとしない！

当初想定していた料金とかけ離れた作業を提案されるなど、少しでも違和感を覚えたときは作業を断るようにしましょう。

✓ 別の作業を勧誘されても

必要がない契約はきっぱり断る！

参考：国民生活センター「見守り新鮮情報」第377号、第474号

困ったときの消費者ホットライン「188番」ご案内の流れ

※相談窓口につながった時点から、通話料金のご負担が発生します(相談は無料です)

〒(郵便番号)が 分かる ① → 〒〇〇〇-〇〇〇〇(7桁)を入力
分からない ② → 地域を選択(固定電話の場合のみ)

音声案内に従って番号を入力(お住まいの地域を確認するための音声案内が流れます)

お住まいの地域の相談窓口
または

山口県消費生活センター等

お知らせ

「消費者啓発の標語」を募集中！

～入選者には景品を贈呈～



県では、自分で考え行動する「自立した消費者」が主役となる社会の実現を目指し、消費生活の問題を考えるきっかけとして、消費者啓発の標語を募集しています。

詳しくは山口県県民生活課のホームページをご覧ください。



▲山口県県民生活課
ホームページに接続します

山口県 消費者啓発 標語



「消費者啓発の標語」募集概要

募集部門 (3部門)	A 消費のSDGs啓発部門 B 18歳から大人！成年年齢引下げ啓発部門 C 高齢消費者被害防止啓発部門
応募資格	県内に居住または通勤・通学されている方
募集作品	文字数は30字以内、自作で未発表のもの
応募方法	ホームページ内応募フォーム、はがき、封書、メール 住所、氏名（ふりがな）、年齢・学年、電話番号、学校名・ 団体名、作品ごとに応募部門（A～C）を記載してください。
応募締切	令和6年6月28日（金） 当日消印有効
問合せ先	県消費生活センター 消費者政策班 TEL：083（933）2608

山口県消費生活センター 〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

TEL:083-924-0999（相談）/083-924-2421（消費者教育）FAX:083-923-3407

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30（入場受付16:00まで）※団体利用を希望される場合は
事前にご連絡ください